

船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 登録事項証明書交付等申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第29条
- ③ 手続対象者 : 登録事項証明書の交付又は船舶原簿の閲覧を請求しようとする者
- ④ 提出時期 : 随時
- ⑤ 提出方法 : 申請書を最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : (登録事項証明書の交付) 1通につき900円
(船舶原簿の閲覧) 1船舶1回につき450円
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- | | |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課 | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課 | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 | 087-802-6825 |
| 九州運輸局海上安全環境部監理課 | 092-472-3173 |
| 沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 | 098-866-1838 |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による